

平成 24 年度事業計画

公益社団法人日本文藝家協会

【概要】

日本文藝家協会は、平成 23 年 4 月 1 日から公益社団法人となった。協会は会員のための職能団体としてその権利を擁護するための活動に併せ、文化・芸術の発展に寄与するための公益活動を従前通り展開しているが、協会のさらなる公益活動の発展が社会全般から期待されている。そのためには、あらゆる機会を見つけて、協会として、また文芸家として継続的に発信のできる組織を確立し、当協会の存在を明確に位置付ける事業を展開しなければならない。

我が国の出版界と著作権者は、長引く出版不況の中にあり、さらに電子書籍出版をめぐる激しい波にも襲われており、協会もその渦中であって事務局経費削減をはじめさまざまな対応策が求められている。協会は、その対応策の一つとして協会事務局の新しい管理システム「K101」の構築を進めてきたが、23 年度中に正式運用の運びとなり、課題であった事務効率化が大幅に進展する見通しとなった。

24 年度にはこの「K101」の活用で、総務部と著作権管理部のデータベースの連動、利用申請から請求・分配への迅速化を図り、会員・管理委託者のため、著作物使用者のためのサービス向上が実現できるであろう。事務効率化により、協会職員がこれまで果たせなかった文芸著作物の利活用等の需要開拓に向けてシフトを変更させて、その事業拡大を目指す。また協会は、平成 28 年（2016 年）に協会創立 90 周年、戦後再建 70 年を迎えるので、そのための準備作業を 24 年度には開始し、記念事業の具体化へ向けて歩みを始めなければならない。

以上に基づき、平成 24 年度は以下の項目の事業を行う。

普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

広範な文芸の読者層に向けて平成 23 年 7 月から文藝家協会会議室で開催してきた「文芸トークサロン」は、同年度内に 7 回開催、作家とその作品に親しみを持ってもらえる会合として読者層に定着している。24 年度はさらに充実させて、読者層に文芸の楽しみを実感してもらえる会合として拡大し、当協会の主要な事業として位置づけたい。同時に書店と共催の文芸イベントや著作物の公正な利用の周知を図るための著作権に関する講演会等の開催も行う。

2) 文学碑公苑講演会

広範な文芸の読者層に向けて静岡県・富士霊園内の文学碑公苑で講演会を今年度も10月に開催する。

3) 著作権思想普及セミナー支援

文芸の普及および人材育成のため広範な教育者層に向けて著作権思想を普及する活動は重要である。このため各都道府県教育委員会や学校・教員組織が開催するセミナー等に当協会から講師を派遣する事業も展開し、思想の普及に努めたい。また文化庁が開催する同趣旨のセミナーには資料提供等で今年度も協力するが、同セミナーに当協会からの講師派遣が可能かどうか交渉を進めたい。

2 データベース事業

文芸の啓発、普及、擁護のために文芸に関する資料を収集し、広範な文芸の読者層の利用に因るためのデータベース(DB)構築に努める。著作者名、作品名等の網羅されたDBは、一般に公開されることによって大いなる著作物の利活用に繋がることが期待され、協会の事業拡大に欠くことは出来ないと思われるので、会員・管理委託者にDBで公開可能な作品名を問い合わせるなど、公開に向けての準備作業を開始する。また既刊の『文藝年鑑』の「雑誌掲載作品目録(目次)」等の電子化作業を順次開始し、将来、協会ホームページに公開して一般の利用に資することを目指す。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑

文芸の啓発、普及、擁護のための『文藝年鑑』の編纂を今年度も行い、内外の文学・映画・演劇・マンガ・メディア等の概観、文学賞、文芸関連名簿などを網羅、刊行し、一般の利用に供する。この編纂にはこれまで多くの経費を要してきたが、ようやく作業の効率化と経費削減の見通しが立ったのでその具体化に努める。また『文藝年鑑』の価値と、その使用方法(文芸著作権関連業務に携わる者にとっての重要性)の発信を協会が怠ってきたのではないかと反省を踏まえて、積極的な販売促進に努める。

2) 年間アンソロジー

文芸の普及のために「文学」、「代表作時代小説」、「短篇ベストコレクション」、「ベストエッセイ」などの年間優秀作品を収集したアンソロジーの編纂を今年度も行い、各出版社から刊行する。この編纂作業についてもさらなる効率化を目指す。同アンソロジーは一年間の優秀作品の記録、長期間の文学の流れも俯瞰できる記録でもあり、各編纂物の特徴を生かした企画等も実行に移し、販売促進に努める。

4 文学モニュメント運営事業

静岡県の富士霊園「文学碑公苑」内の物故文芸家767名(平成23年度現在)の名前と代表作が刻まれた「文学者之墓」を含む公苑全体の修繕、整備を今年度も行い、苑内を一般に公開する。今年度も10月に墓前祭を執り行う。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

「文藝家協会ニュース」を今年度も定期的に発行し、協会の活動報告・著作権者擁護の

ための声明、要望書、著作権者の動向などを掲載し、会員および官公庁、関連団体、企業等に情報を公開する。また協会と会員が相互発信できる企画等も考慮する。この印刷・発送にも多額の経費を要していたが、印刷、発送のそれぞれに経費削減の見通しがたっているのでこれを具体化する。

6 障害者等支援事業

全国の社会福祉協議会等の求めに応じて、障害者等の支援を目的とした「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物に関し、無償で許諾する事業を今年度も行う。

著作権等管理事業

1 著作権管理事業

当協会著作権管理部の著作権管理委託者は、現在 3600 名余を超えており、文芸分野では最も多い委託者を擁しており、著作権者と使用者双方から高い評価を得ている。しかし経済状況は相変わらず厳しく、著作権管理部の収入の大きな柱であった出版・放送・映画・演劇等の著作物使用に係る手数料収入は減少傾向にあり、近年、管理部の収入の大半は教育関係の使用手数料が占めるようになってきている。出版・放送・映画・演劇等での更なる利活用を呼び起こすために積極的な営業努力を重ねて収入増に努め、また高い公益性を保って広く社会に認知されている教育分野での事業拡大のために、今年度もさらに管理委託者の増加に努める。大学等での日常的な著作物使用や予備校・塾等での使用申請を図るための啓蒙活動も展開し、各種団体との協議も重ねなくてはならない。また会員でありながら未委託の会員にもさらなる委託の呼びかけを行うなど、管理委託者の増加に努め、文芸分野での著作権管理委託の充実を図り、委託者と使用者双方から一層の高い信頼を得られる管理事業を目指す。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

日本文藝家協会は、他の権利者団体等とともに著作権法に基づいた補償金制度である私的録音・録画補償金等を私的録音補償金管理協会（SARAH）及び私的録画補償金管理協会（SARVH）を通じて支払いを受け、対象となる管理委託者に適正に分配して来た。しかし一部の録画機器製造業者の補償金未払いから生じた損害賠償裁判一、二審で SARVH 側が実質敗訴したことで補償金制度の法的な不備が明らかとなった。裁判は最高裁の判断に委ねられることになるが、その判決までには 2 年余を要すると言われ、24 年度以降も補償金の支払いが従前通りに受けられるのかは分からない状況になってきているので、私的録画補償金の分配事業については見直さざるを得ない。私的録音補償金と教科書補償金等については、従前通り管理委託者への分配事業を継続する。

調査・研究事業

1 広報・提案事業

文芸家の権利と職能の確立擁護は当協会の定款に掲げる主要な目的であり、そのために

は社会と政治の動きを迅速に取り上げて対処する機能を強化しなければならず、諸問題に即応した広報・提案事業を一層推進する。具体的には著作物の公正な利用のため、文芸に係わる諸問題（入試問題に使用の著作物、電子書籍出版問題等）に対処する調査研究を今年度も行い、要望・声明を社会に発信し公正な著作物の利用促進の周知を図る。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

会員及び会員外を問わず著作権継承者の求めに応じて文芸作品の「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」を調査・作成し、公正な著作権の評価を今年度も行い、各税務署に提供する。また「評価意見書」そのものが世間一般に認知されておらず、その必要性に気付いていない関係者が多いと思われるので、遺言信託業務を展開している銀行をはじめ、税理・会計事務所等にも当協会の「評価意見書」作成事業を広報する。

3 連絡仲介事業

文芸の普及、擁護のために一般公衆からの著作物利用の問合せに対し、調査し、著作権者との連絡業務を今年度も行い、著作物利用の円滑化を図る。

以上